

8 資 料

(1) 税率等一覧(令和6年度)

(2) 最近の主な税制改正一覧

(1) 税率等一覧(令和6年度)

税目	課税客体及び納税義務者	課税標準及び税率																																									
市 民 税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割) 	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 3,000円 ○所得割 課税標準額の6%(総合課税分) 																																								
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割) ○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割) <p>(注1) 次に掲げる法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円 (注1)</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> ○法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次のいずれかに該当するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・資本金1億円超</td> <td>※1 12.1%</td> </tr> <tr> <td>・法人税額400万円超</td> <td>※2 8.4%</td> </tr> <tr> <td>・保険業法に規定する相互会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>※1 9.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2 6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成26年10月1日から令和元年9月30日の間に開始された事業年度分の税率 ※2 令和元年10月1日以降に開始された事業年度分の税率</p>	資本金等の額	従業者数	税率	1千万円以下	50人以下	5万円 (注1)	50人超	12万円	1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円	50人超	15万円	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円	50人超	40万円	10億円超	50人以下	41万円	10億円超 50億円以下	50人超	175万円	50億円超	50人超	300万円	条件	税率	次のいずれかに該当するもの		・資本金1億円超	※1 12.1%	・法人税額400万円超	※2 8.4%	・保険業法に規定する相互会社		上記以外	※1 9.7%	
資本金等の額	従業者数	税率																																									
1千万円以下	50人以下	5万円 (注1)																																									
	50人超	12万円																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円																																									
	50人超	15万円																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円																																									
	50人超	40万円																																									
10億円超	50人以下	41万円																																									
10億円超 50億円以下	50人超	175万円																																									
50億円超	50人超	300万円																																									
条件	税率																																										
次のいずれかに該当するもの																																											
・資本金1億円超	※1 12.1%																																										
・法人税額400万円超	※2 8.4%																																										
・保険業法に規定する相互会社																																											
上記以外	※1 9.7%																																										
	※2 6.0%																																										
固定資産税	○土地・家屋・償却資産の所有者	○課税標準額の1.4% ※課税対象外 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																									
都市計画税	○市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	○課税標準額の0.3% ※課税対象外 固定資産税と同じ																																									
特別土地保有税	○土地の保有者又は取得者 ※平成15年度以後の新規課税停止	<ul style="list-style-type: none"> ○保有分 土地の取得価格の1.4%(固定資産税相当額を控除) ※課税対象外 5,000㎡未満 ○取得分 土地の取得価格の3%(不動産取得税相当額を控除) ※課税対象外 5,000㎡未満 																																									
国有資産等所在市町村交付金	○国又は地方公共団体が所有する固定資産で貸付資産等	○算定標準額の1.4%																																									

(1) 税率等一覧(令和6年度)(つづき)

税目	課税客体及び納税義務者	課税標準及び税率																																																																					
市たばこ税	○売渡し等に係る製造たばこの卸売販売業者等	<p>○令和3年9月30日以前</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>たばこの区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>6,122 円/千本</td> </tr> <tr> <td>上記以外の製造たばこ</td> <td>6,122 円/千本</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和3年10月1日以後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>たばこの区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>6,552 円/千本</td> </tr> <tr> <td>上記以外の製造たばこ</td> <td>6,552 円/千本</td> </tr> </tbody> </table>	たばこの区分	税率	旧3級品の紙巻たばこ	6,122 円/千本	上記以外の製造たばこ	6,122 円/千本	たばこの区分	税率	旧3級品の紙巻たばこ	6,552 円/千本	上記以外の製造たばこ	6,552 円/千本																																																									
たばこの区分	税率																																																																						
旧3級品の紙巻たばこ	6,122 円/千本																																																																						
上記以外の製造たばこ	6,122 円/千本																																																																						
たばこの区分	税率																																																																						
旧3級品の紙巻たばこ	6,552 円/千本																																																																						
上記以外の製造たばこ	6,552 円/千本																																																																						
軽自動車税	○三輪以上の軽自動車の取得者	<p>販売価格に相当する額×下記税率 ※免税点 販売価格50万円以下 ※中古車の購入の場合は、販売価格に相当する額に総務大臣が定める割合を乗じて得た額に税率をかけるものとする。</p> <p>○乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th rowspan="2">排出ガス性能</th> <th rowspan="2">燃費性能</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>平成30年規制適合または平成21年規制からNOx 10%低減(★★★★)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td rowspan="4">平成30年規制からNOx 50%低減(★★★★)または平成17年NOx 75%低減(★★★★)</td> <td>令和12年度燃費基準85%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記以外の車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○軽量車(2.5t以下のバス・トラック等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th rowspan="2">排出ガス性能</th> <th rowspan="2">燃費性能</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>平成30年規制適合または平成21年規制からNOx 10%低減(★★★★)</td> <td></td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車・ハイブリッド車</td> <td rowspan="3">平成30年規制からNOx 50%低減(★★★★)または平成17年NOx 75%低減(★★★★)</td> <td>平成27年度燃費基準125%達成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準120%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和27年度燃費基準115%達成</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記以外の車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	排出ガス性能	燃費性能	税率		自家用	営業用	電気自動車					天然ガス自動車	平成30年規制適合または平成21年規制からNOx 10%低減(★★★★)				ガソリン車・ハイブリッド車	平成30年規制からNOx 50%低減(★★★★)または平成17年NOx 75%低減(★★★★)	令和12年度燃費基準85%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)			令和12年度燃費基準60%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%	上記以外の車			2.0%	2.0%	対象者	排出ガス性能	燃費性能	税率		自家用	営業用	電気自動車					天然ガス自動車	平成30年規制適合または平成21年規制からNOx 10%低減(★★★★)		非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリッド車	平成30年規制からNOx 50%低減(★★★★)または平成17年NOx 75%低減(★★★★)	平成27年度燃費基準125%達成			平成27年度燃費基準120%達成	1.0%	0.5%	令和27年度燃費基準115%達成	2.0%	1.0%	上記以外の車			2.0%	2.0%
対象者	排出ガス性能	燃費性能				税率																																																																	
			自家用	営業用																																																																			
電気自動車																																																																							
天然ガス自動車	平成30年規制適合または平成21年規制からNOx 10%低減(★★★★)																																																																						
ガソリン車・ハイブリッド車	平成30年規制からNOx 50%低減(★★★★)または平成17年NOx 75%低減(★★★★)	令和12年度燃費基準85%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)	非課税	非課税																																																																			
		令和12年度燃費基準75%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)																																																																					
		令和12年度燃費基準60%達成(かつ令和2年度燃費基準達成)	1.0%	0.5%																																																																			
		令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%																																																																			
上記以外の車			2.0%	2.0%																																																																			
対象者	排出ガス性能	燃費性能	税率																																																																				
			自家用	営業用																																																																			
電気自動車																																																																							
天然ガス自動車	平成30年規制適合または平成21年規制からNOx 10%低減(★★★★)		非課税	非課税																																																																			
ガソリン車・ハイブリッド車	平成30年規制からNOx 50%低減(★★★★)または平成17年NOx 75%低減(★★★★)	平成27年度燃費基準125%達成																																																																					
		平成27年度燃費基準120%達成	1.0%	0.5%																																																																			
		令和27年度燃費基準115%達成	2.0%	1.0%																																																																			
上記以外の車			2.0%	2.0%																																																																			

税 目		課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率							
軽 自 動 車 税	種 別 割	○原動機付自転車・軽自動車・ 小型特殊自動車・二輪の小型 自動車の所有者	区分				税率			
			原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下			2,000 円			
				50cc 超 90cc 以下			2,000 円			
				90cc 超 125cc 以下			2,400 円			
				ミニカー			3,700 円			
			軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	軽 三 輪 車	二輪			3,600 円		
					旧税率			3,100 円		
					重課税率			4,600 円		
					新税率			3,900 円		
					グリーン化特例（軽課）75%軽減			1,000 円		
					グリーン化特例（軽課）50%軽減			2,000 円		
					グリーン化特例（軽課）25%軽減			3,000 円		
				軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	軽 四 輪 車	自 家 用	旧税率		7,200 円	
							重課税率		12,900 円	
							新税率		10,800 円	
							グリーン化特例 （軽課）75%軽減		2,700 円	
						乗 用	営 業 用	旧税率		5,500 円
								重課税率		8,200 円
								新税率		6,900 円
								グリーン化特例 （軽課）75%軽減		1,800 円
			グリーン化特例 （軽課）50%軽減					3,500 円		
			グリーン化特例 （軽課）25%軽減		5,200 円					
			貨 物 用		自 家 用	旧税率		4,000 円		
						重課税率		6,000 円		
						新税率		5,000 円		
						グリーン化特例 （軽課）75%軽減		1,300 円		
					営 業 用	旧税率		3,000 円		
重課税率		4,500 円								
新税率		3,800 円								
グリーン化特例 （軽課）75%軽減		1,000 円								
小型特殊自動車 農耕作業用			2,400 円							
小型特殊自動車 その他			5,900 円							
二輪の小型自動車			6,000 円							

(1) 税率等一覧(令和6年度)(つづき)

税 目	課税客体及び納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率												
事業所税	○事業所等において事業を行う法人又は個人	○資産割 事業所床面積 1 m ² 当たり 600 円 ※免税点 事業所床面積 1,000 m ² 以下 ○従業者割 従業者給与総額の 0.25% ※免税点 従業者数 100 人以下												
入湯税	○鉱泉浴場において入湯する入湯客 ※課税免除の規定により現在課税施設なし。	○1 人 1 日 150 円												
国民健康保険税	○世帯主	○医療給付費分 ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×7.2% ②資産割 当該年度分の固定資産税額×15% (土地及び家屋) ③均等割 被保険者1人につき 14,300 円 ④平等割 1世帯につき 16,000 円 ①～④の合計額 ※65 万円超の場合は 65 万円 ○後期高齢者支援金等分 ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×2.6% ②均等割 被保険者1人につき 11,000 円 ①・②の合計額 ※22 万円超の場合は 22 万円 ○介護納付金分 ※40 歳以上 65 歳未満の被保険者のみ ①所得割 基礎控除後の総所得金額等×1.5% ②均等割 該当被保険者1人につき 11,000 円 ①・②の合計額 ※17 万円超の場合は 17 万円												
延滞金 (全税目)	○各税目の課税対象者	○全税目 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本則</th> <th colspan="2">特例(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限の翌日から1か月以内</td> <td>7.3%</td> <td>延滞金特例基準割合(※2)+1.0%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>1か月経過後から納付日まで</td> <td>14.6%</td> <td>延滞金特例基準割合+7.3%</td> <td>8.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされている。 ※2 当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に 1.0%を加算した割合 ※3 平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応する延滞金から適用</p>		本則	特例(※1)		納期限の翌日から1か月以内	7.3%	延滞金特例基準割合(※2)+1.0%	2.4%	1か月経過後から納付日まで	14.6%	延滞金特例基準割合+7.3%	8.7%
	本則	特例(※1)												
納期限の翌日から1か月以内	7.3%	延滞金特例基準割合(※2)+1.0%	2.4%											
1か月経過後から納付日まで	14.6%	延滞金特例基準割合+7.3%	8.7%											

(2) 最近の主な税制改正一覧

【令和2年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
個人市民税	住宅借入金等特別控除の延長	令和元年10月から令和2年12月までに住宅に入居した者で、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除を最長13年間、個人住民税の所得割から控除する。(11～13年目は、建物購入価格の2%(2/3%×3年間)の範囲で控除)	令和2年度分 から	1																																			
	ふるさと納税制度の見直し	<p>①ふるさと納税(ふるさと納税に係る個人住民税のうち、特例控除部分)は、総務大臣が指定した団体への寄附のみ対象とする。</p> <p>②指定対象外の団体に対して令和元年6月1日以降に支出された寄附は、ふるさと納税対象から除外する。ただし、住民税の基本控除部分及び所得税での控除は引き続き対象となる。</p> <p>改定前</p> <table border="1"> <tr> <td>自己負担 2,000円</td> <td>所得税 での控除</td> <td>住民税 基本控除分</td> <td>住民税 特例控除</td> </tr> <tr> <td>控除対象外</td> <td colspan="3">控除対象</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">← 寄附金支払額 →</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改定後</p> <table border="1"> <tr> <td>自己負担 2,000円</td> <td>所得税 での控除</td> <td>住民税 基本控除分</td> <td>住民税 特例控除</td> </tr> <tr> <td>控除対象外</td> <td colspan="2">控除対象</td> <td>控除対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">← 寄附金支払額 →</td> </tr> </table>			自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除	控除対象外	控除対象			← 寄附金支払額 →				自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除	控除対象外	控除対象		控除対象外	← 寄附金支払額 →														
自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除																																				
控除対象外	控除対象																																						
← 寄附金支払額 →																																							
自己負担 2,000円	所得税 での控除	住民税 基本控除分	住民税 特例控除																																				
控除対象外	控除対象		控除対象外																																				
← 寄附金支払額 →																																							
法人市民税	延滞金の割合の変更	法人市民税について納期限の延長があった場合の延滞金の割合が変更となった。 平均貸付割合+1%→平均貸付割合+0.5%	令和3年1月1 日から	2																																			
軽自動車税	種別割の税率の改正	<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%以上低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	令和2年度分	1
区 分		標準税率	A	B	C																																		
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨 物 用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和2年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度									
軽自動車税	環境性能割の臨時特例税率の適用期間延長	令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得された自家用乗用車に対する下記の環境性能割の適用について、適用期限を令和3年3月31日までに延長する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>税額の計算方法</td> <td>税率</td> <td>燃費基準値達成度等</td> </tr> <tr> <td>販売価格に相当する金額</td> <td>非課税</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>× 1.0%</td> <td>上記以外</td> </tr> </table>	税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等	販売価格に相当する金額	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車		× 1.0%	上記以外	令和2年10月1日から	2
税額の計算方法	税率	燃費基準値達成度等											
販売価格に相当する金額	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車											
	× 1.0%	上記以外											
固定資産税	所有者不明土地等に関する申告制度創設に伴う所要の変更	全国的な所有者不明土地等への課題に対処するため、登記簿上の所有者が死亡しているにもかかわらず相続登記がなされていない場合において、相続人等の所有者に住所、氏名等、必要な事項を申告させる制度及び不申告に対する過料を創設する。	令和2年度から	2									
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。 ○医療給付分 58万円→61万円	令和2年度分から	1									
	低所得世帯への軽減措置に伴う軽減判定所得の変更	5割及び2割の軽減判定所得を変更し、軽減対象世帯を拡大する。 ◆5割軽減判定所得 33万円+(28万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(28.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(51万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒33万円+(52万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方	令和2年度分から	1									
全税目	延滞金の割合名称の変更	特例基準割合→延滞金特例基準割合	令和3年1月1日から	2									
	新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予の特例に係る規定の整備	新型コロナウイルス感染症等に起因する市税の徴収猶予に関し、申請書等の補正期間を、通常の徴収猶予手続きと同様に20日とすることを明文化	令和2年度から	2									

【令和3年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																																																																																																																														
個人市民税	ひとり親控除の創設と寡婦(夫)控除の見直し	<p>生計を一にする子(前年総所得金額等48万円以下)を有する単身者について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。 上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用する。なお、ひとり親控除及び寡婦控除全体に所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける。</p> <p style="text-align: center;">現 行</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">寡婦(寡夫)控除</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; color: red;">本人が女性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">死別</th> <th colspan="2">離別</th> </tr> <tr> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">扶養親族</td> <td>有</td> <td>子</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>子以外</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td>26</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid blue;">本人が男性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">死別</th> <th colspan="2">離別</th> </tr> <tr> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">扶養親族</td> <td>有</td> <td>子</td> <td>26</td> <td>—</td> <td>26</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p style="text-align: center;">※表中の数字は個人市民税に係る所得控除の額(万円)</p> <p style="text-align: center; color: blue; font-size: 2em;">↓</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="width: 45%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">死別</th> <th colspan="2">離別</th> <th rowspan="2">未婚のひとり親</th> </tr> <tr> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">扶養親族</td> <td>有</td> <td>子</td> <td style="border: 2px solid red;">30</td> <td>—</td> <td style="border: 2px solid red;">30</td> <td>—</td> <td style="border: 2px solid red;">30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子以外</td> <td style="border: 2px solid red;">26</td> <td>—</td> <td style="border: 2px solid red;">26</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td style="border: 2px solid red;">26</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 45%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">死別</th> <th colspan="2">離別</th> <th rowspan="2">未婚のひとり親</th> </tr> <tr> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超</th> <th>500万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">扶養親族</td> <td>有</td> <td>子</td> <td style="border: 2px solid red;">30</td> <td>—</td> <td style="border: 2px solid red;">30</td> <td>—</td> <td style="border: 2px solid red;">30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;"> 寡婦控除 ひとり親控除 </p> <p style="text-align: center;">※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるものは対象外とする。</p>			配偶関係		死別		離別		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族	有	子	30	26	30	26			子以外	26	26	26	26		無		26	—	—	—				配偶関係		死別		離別		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族	有	子	26	—	26	—			子以外	—	—	—	—		無		—	—	—	—				配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	扶養親族	有	子	30	—	30	—	30		子以外	26	—	26	—	—	無		26	—	—	—	—			配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	扶養親族	有	子	30	—	30	—	30		子以外	—	—	—	—	—	無		—	—	—	—	—	低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設	低未利用土地に関し、一定の要件を満たした長期譲渡所得について100万円の特別控除を適用する。		
					配偶関係		死別		離別																																																																																																																																									
			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																																																																																																																												
	扶養親族	有	子	30	26	30	26																																																																																																																																											
		子以外	26	26	26	26																																																																																																																																												
無			26	—	—	—																																																																																																																																												
		配偶関係		死別		離別																																																																																																																																												
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																																																																																																																													
扶養親族	有	子	26	—	26	—																																																																																																																																												
		子以外	—	—	—	—																																																																																																																																												
	無		—	—	—	—																																																																																																																																												
		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親																																																																																																																																										
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下																																																																																																																																												
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30																																																																																																																																											
		子以外	26	—	26	—	—																																																																																																																																											
	無		26	—	—	—	—																																																																																																																																											
		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親																																																																																																																																										
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下																																																																																																																																												
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30																																																																																																																																											
		子以外	—	—	—	—	—																																																																																																																																											
	無		—	—	—	—	—																																																																																																																																											
イベント中止等に伴う払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の創設	新型コロナウイルス感染症に関する自粛要請を受けて、開催中止等となった文化芸術及びスポーツイベント(対象期間:令和2年2月1日～令和3年1月31日)について、チケットの払戻しを受けない場合に当該金額分を寄附とみなし、寄附金控除の対象とする。																																																																																																																																																	
住宅借入金等特別税額控除の適用要件の居住開始日の延長	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設等の遅延に対応するため、令和2年12月31日までに居住開始できなかった場合において適用要件を満たした場合、住宅借入金等特別税額控除の適用対象期間を延長する。</p> <p>＜適用要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響によって居住開始が遅れたこと。 ・一定期間(新築の場合は令和2年9月末、それ以外は令和2年11月末)までに新築住宅等に係る契約を行っていること。 ・令和3年12月末までに新築した住宅等に居住開始していること。 																																																																																																																																																	

令和3年度から

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和3年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度														
個人市民税	給与所得控除・公的年金等控除の見直し	<p>【給与所得控除の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除額を一律10万円引き下げ ・給与所得控除の適用上限額を195万円(収入金額850万円)に引き下げ 	令和3年度分 から	30														
		<p>【公的年金等控除の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等控除額を一律10万円引き下げ ・公的年金等控除の適用上限額を195万5千円(収入金額1,000万円超)とする。 																
	基礎控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除額を10万円引き上げ ・合計所得金額が2,400万円超の場合は、その合計所得金額に応じて控除額が遁減し、2,500万円を超える場合は基礎控除を適用しない。 <p>〈基礎控除の見直し〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">基礎控除額</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> <td rowspan="4">33万円(所得制限なし)</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>			合計所得金額	基礎控除額		改正後	改正前	2,400万円以下	43万円	33万円(所得制限なし)	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
	合計所得金額	基礎控除額																
		改正後			改正前													
2,400万円以下	43万円	33万円(所得制限なし)																
2,400万円超2,450万円以下	29万円																	
2,450万円超2,500万円以下	15万円																	
2,500万円超	適用なし																	
調整控除の見直し	合計所得金額が2,500万円を超える場合、個人住民税の所得割に対し調整控除を適用しない。																	
所得金額調整控除の創設	<p>次の要件に該当する場合は、給与所得に対し所得金額調整控除を適用する。</p> <p>(1) 給与等の収入金額が850万円超で次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢23歳未満の扶養親族を有する。 ・特別障害者に該当する。 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。 <p>要件(1)の所得金額調整控除額＝ (給与等収入金額(1,000万円超は1,000万円)－850万円)×10%</p> <p>(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除の給与等の金額と公的年金等に 係る雑所得の合計金額が10万円を超える場合</p> <p>要件(2)の所得金額調整控除額＝ (給与所得控除後の給与等の金額(限度10万円)＋ 公的年金等に係る雑所得の金額(限度10万円))－10万円</p>																	
法人市民税	大法人の電子申告の義務化	<p>以下のいずれかに該当する法人は、電子申告が義務化された。</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p> <p>② 相互会社、投資法人、特定目的会社</p>	令和2年4月1 日以後に開始 する事業年度 分	30														

【令和3年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
軽自動車税	種別割の税率の改正	<p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自 家 用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自 家 用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営 業 用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%以上低減) B: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車 C: 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	令和3年度分	2
	区 分		標準税率	A	B	C																																	
四輪以上	乗 用	自 家 用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																	
		営 業 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨物用	自 家 用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																	
		営 業 用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																	
三 輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
環境性能割の臨時特例税率の適用期間延長	<p>令和元年10月1日から令和3年3月31日の間に取得された自家用乗用車に対する下記の環境性能割の適用について、適用期限を令和3年12月31日までに延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税額の計算方法</th> <th>税率</th> <th>燃費基準達成度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販売価格に相当する金額</td> <td>非課税</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td>× 1.0%</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	税額の計算方法	税率	燃費基準達成度等	販売価格に相当する金額	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	× 1.0%	上記以外	令和3年4月1日から	3																												
税額の計算方法	税率	燃費基準達成度等																																					
販売価格に相当する金額	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車																																					
	× 1.0%	上記以外																																					
固定資産税	新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等の税負担を軽減するため、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税及び都市計画税を軽減する。</p> <p>固定資産税及び都市計画税の軽減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年同期比減収率(※1)</th> <th>軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上減少</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>30%以上50%未満減少</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 前年同期比減収率は、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間と前年の同期間を比較した事業収入の減収率</p>	前年同期比減収率(※1)	軽減額	50%以上減少	全額	30%以上50%未満減少	2分の1	令和3年度分	2																													
	前年同期比減収率(※1)	軽減額																																					
50%以上減少	全額																																						
30%以上50%未満減少	2分の1																																						
固定資産税等における土地の税額の据え置き	<p>新型コロナウイルス感染症による社会的影響を踏まえ、評価額の上昇等により税額が増額となる土地について、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置く。 ただし、地目変更等により評価額が上昇した場合は、本特例の対象外</p>	令和3年度分	3																																				

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和3年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。 ○医療給付費分 61万円→63万円 ○介護納付金分 16万円→17万円	令和3年度分から	2
	国民健康保険税の基礎控除額の見直し	国民健康保険税の基礎控除額を引き上げた。 33万円→43万円	令和3年度分から	30
	基礎控除額の見直しに伴う軽減判定所得の変更	◆7割軽減判定所得 33万円以下⇒43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下 ◆5割軽減判定所得 33万円+(28.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒43万円+(28.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下 ◆2割軽減判定所得 33万円+(52万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒43万円+(52万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下 ※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方 ※下線部は、年金・給与所得者が2人以上の世帯にのみ適用となる。	令和3年度分から	2

【令和4年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度				
個人市民税	個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の特例期間の延長	消費税率10%の新築・分譲・中古住宅などを取得した場合に住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年とする特例の入居期限が延長された。 今回延長された令和3年1月から令和4年12月までの期間については、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、床面積40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅も対象となる。 【適用対象】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年12月末入居分まで</td> <td>令和4年12月末入居分まで</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	令和3年12月末入居分まで	令和4年12月末入居分まで	令和4年度分から	3
	改正前	改正後						
	令和3年12月末入居分まで	令和4年12月末入居分まで						
	個人市民税における特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長	医療用から転用された医薬品(特定一般用医薬品)等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期間を5年間延長する。 【適用期間】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度まで</td> <td>令和9年度まで</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	令和4年度まで	令和9年度まで		
改正前	改正後							
令和4年度まで	令和9年度まで							
特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る申告手続の簡素化	所得税の確定申告で、特定配当等及び特定株式等譲渡所得を申告した者で、市県民税において特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則確定申告書の該当欄を記載し提出するだけで手続が完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加された。							
退職所得課税の見直し	勤続年数5年以下の法人役員等以外の者は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていたが、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とする。 【改正前】 (収入金額－退職所得控除額)×1/2×6%(※)＝退職所得に係る市民税額 【改正後】 (収入金額－退職所得控除額)×6%＝退職所得に係る市民税額 ※住民税は市民税6%、県民税4%の合計10%が徴収される。							

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和4年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																						
軽自動車税	種別割の税率の改正	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗 用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合、又は平成21年排出ガス規制に適合かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの) B: 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成し、令和12年度燃費基準90%を達成かつ令和2年度燃費基準を達成の乗用車 C: 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成し、令和12年度燃費基準70%を達成かつ令和2年度燃費基準を達</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	-	-		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円		貨物用	自家用	5,000円	1,300円	-	-	営業用	3,800円	1,000円	-	-	三輪			3,900円	1,000円	-	-	令和4年度分	3
区 分		標準税率	A	B	C																																					
四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	-	-																																				
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																				
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	-	-																																				
		営業用	3,800円	1,000円	-	-																																				
三輪			3,900円	1,000円	-	-																																				
固定資産税	省エネ改修住宅に係る減額	<p>既存住宅に省エネ改修工事を行った場合の固定資産税の減額措置について、対象住宅の範囲を拡大するとともに、適用期限を延長し、対象工事等を変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象住宅</td> <td>平成20年1月1日以前から所存する住宅</td> <td>平成26年4月1日以前から所存する住宅</td> </tr> <tr> <td>適用期限</td> <td>令和4年3月末改修分まで</td> <td>令和6年3月末改修分まで</td> </tr> <tr> <td>対象工事</td> <td>断熱改修工事費が50万円超</td> <td>断熱改修工事費が60万円超 または 断熱改修工事費が50万円超で太陽光発電装置等設置工事費と合わせて60万円超</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	対象住宅	平成20年1月1日以前から所存する住宅	平成26年4月1日以前から所存する住宅	適用期限	令和4年3月末改修分まで	令和6年3月末改修分まで	対象工事	断熱改修工事費が50万円超	断熱改修工事費が60万円超 または 断熱改修工事費が50万円超で太陽光発電装置等設置工事費と合わせて60万円超	令和4年4月1日から	4																										
		改正前	改正後																																							
対象住宅	平成20年1月1日以前から所存する住宅	平成26年4月1日以前から所存する住宅																																								
適用期限	令和4年3月末改修分まで	令和6年3月末改修分まで																																								
対象工事	断熱改修工事費が50万円超	断熱改修工事費が60万円超 または 断熱改修工事費が50万円超で太陽光発電装置等設置工事費と合わせて60万円超																																								
	宅地等に対する固定資産税等の特例措置	<p>新型コロナウイルス感染症対策による経済への影響を踏まえ、令和4年度の1年に限り、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整率の上限を2.5%(現行:5%)に軽減する。</p>	令和4年度分	4																																						

【令和4年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
国民健康保険税	未就学児に係る均等割額の軽減措置	<p>未就学児の均等割額が半額に軽減される。</p> <p>※未就学児が低所得者世帯に属する場合には、低所得者の軽減措置を適用した後の金額から半額が減額される。</p>	令和4年度分から	3

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和5年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度																																			
個人市民税	個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の見直しに伴う所要の改正	<p>所得税において住宅ローン控除の適用を受ける場合には、所得税額から控除しきれなかった額を個人住民税額から控除することができるが、当面の経済状況等を踏まえ、控除限度額の見直しをするとともに、適用対象期間を4年間延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住年</td> <td>令和3年12月末入居分まで</td> <td>令和7年12月末入居分まで</td> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	居住年	令和3年12月末入居分まで	令和7年12月末入居分まで	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)	令和5年度分 から	4																										
		改正前	改正後																																				
居住年	令和3年12月末入居分まで	令和7年12月末入居分まで																																					
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)																																					
	個人市民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ	民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から賦課期日時点で18歳または19歳の方は、個人市民税の課税、非課税の判定の際に未成年者に該当しないこととなる。		1																																			
軽自動車税	種別割の税率の改正	<p>令和4年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、軽自動車税の税率を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>標準税率</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A: 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合、又は平成21年排出ガス規制に適合かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの) B: 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成し、令和12年度燃費基準90%を達成かつ令和2年度燃費基準を達成の乗用車 C: 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成し、令和12年度燃費基準70%を達成かつ令和2年度燃費基準を達成の乗用車 ※Cについては令和6年度取得分まで、Bについては令和7年度取得分まで適用。</p>	区 分		標準税率	A	B	C	四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	-	-	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	-	-	営業用	3,800円	1,000円	-	-	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	令和5年度から 令和8年度分	4
	区 分		標準税率	A	B	C																																	
四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	-	-																																	
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																	
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	-	-																																	
		営業用	3,800円	1,000円	-	-																																	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																		
	特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設	<p>特定小型原動機付自転車の車両区分が創設され、次の要件該当する車両に、令和5年7月1日より特定小型原動機付自転車の標識の交付が開始された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車体の大きさ 長さ190cm以下、幅60cm以下 ・定格出力 0.60kw以下 ・最高速度 時速20km以下 	令和5年7月1日 から	5																																			

【令和5年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度												
固定資産税	地域決定型地方税制特例措置について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行なったマンションに対する固定資産税の特例措置	<p>わがまち特例として新設された特定マンションについて、家屋に係る固定資産税額の特例割合を定めるもの。</p> <p>【適用対象】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>対象期間</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>適用期間</th> <th>税目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行なったマンション</td> <td>令和5年4月1日～令和7年3月31日まで長寿命化工事が完了</td> <td>- (新設)</td> <td>3分の1 (法が示す標準特例割合)</td> <td>工事完了の属する年の翌年度</td> <td>固定資産税</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	対象期間	改正前	改正後	適用期間	税目	長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行なったマンション	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで長寿命化工事が完了	- (新設)	3分の1 (法が示す標準特例割合)	工事完了の属する年の翌年度	固定資産税	令和5年4月1日から	5
	対象資産	対象期間	改正前	改正後	適用期間	税目										
長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行なったマンション	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで長寿命化工事が完了	- (新設)	3分の1 (法が示す標準特例割合)	工事完了の属する年の翌年度	固定資産税											
	特定マンションにおける特例措置の適用に必要な申告	<p>特定マンションに係る特例措置の適用を受けるにあたり、申告に必要な記載項目について定めるもの。</p> <p>① 住所、氏名、個人番号 ② 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積 ③ 建築年月日、登記年月日 ④ 工事完了年月日 など</p>	令和5年4月1日から	5												
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	<p>国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。</p> <p>○医療給付費分 63万円→65万円 ○後期高齢者支援金等分 19万円→20万円</p>	令和5年度分から	4												
	基礎控除額の見直しに伴う低所得者世帯の軽減判定所得の変更	<p>◆5割軽減判定所得 43万円+(28.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒43万円+(29万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 43万円+(52万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒43万円+(53.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方 ※下線部は、年金・給与所得者が2人以上の世帯にのみ適用となる。</p>	令和5年度分から	4												

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和6年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例に係る所要の改正	令和6年1月に発生した能登半島地震による災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税(令和5年分所得)において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を新設する。	令和6年度分 から	6
	個人市民税等における減免手続に係る所要の改正	個人市民税における減免手続について、災害等により減免する必要があることが明らかな場合は、申請書の提出がなくても、職権による減免を可能とする。		
	特別税額控除に係る所要の改正	令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除(定額減税)を実施する。 【概要】 対象者:納税者の令和5年中の合計所得金額が1,805万円(給与収入 2,000万円)以下である者 特別控除額:納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円 【実施方法】 ① 給与所得に係る特別徴収の場合 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の年税額」を令和6年7月分から徴収する。 ② 普通徴収の場合 「定額減税前の年税額」をもとに算出した第1期分(令和6年 6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除し、徴収する。 ③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合 「定額減税前の年税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和 6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除し、徴収する。		
森林環境税	上場株式等の特定配当等に係る課税方式の統一	令和6年度課税(令和5年分の収入)から、上場株式等の配当所得等又は源泉徴収ありの特定口座内の株式等譲渡所得については、課税方式が所得税で選択したものと一致することとする。		4
	国外居住親族に係る扶養親族等の見直し	国外に居住する30歳以上70再未満の親族については、以下のいずれかに該当する場合を除いて、扶養控除の対象とならないこととする。あわせて、非課税基準の算定においても除くものとする。 ・留学生 ・障害者 ・扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上うけている者		2
森林環境税	森林環境税の導入	平成31年度税制改正により、森林の整備・再生のために必要な地方財源を確保することを目的に、納税者1人当たり1,000円の森林環境税を均等割とあわせて徴収する。 ※森林環境税:国内に住所を有する個人に対して課する国税であり、市町村が賦課徴収し、その全額を国の譲与税特別会計に払い込み、これを森林環境譲与税として都道府県及び市町村に譲与する。		31

【令和6年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度												
固定資産税	地域決定型地方税制特例措置について、一定のバイオマス発電設備が追加されたことに伴う改正	<p>わがまち特例として新設された再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備に係る固定資産税の特例割合を定めるもの。</p> <p>【適用対象】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>対象期間</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>適用期間</th> <th>税目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力10,000kW以上20,000kW未満であり、一般木質・農産物残さ区分に該当する特定再生可能エネルギー発電設備</td> <td>令和6年4月1日～令和8年3月31日の間に新たに取得されたもの</td> <td>- (新設)</td> <td>7分の6 (法が示す標準特例割合)</td> <td>当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに課されることとなった年度から3年度分</td> <td>固定資産税</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	対象期間	改正前	改正後	適用期間	税目	出力10,000kW以上20,000kW未満であり、一般木質・農産物残さ区分に該当する特定再生可能エネルギー発電設備	令和6年4月1日～令和8年3月31日の間に新たに取得されたもの	- (新設)	7分の6 (法が示す標準特例割合)	当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに課されることとなった年度から3年度分	固定資産税	令和6年4月1日から	6
	対象資産	対象期間	改正前	改正後	適用期間	税目										
	出力10,000kW以上20,000kW未満であり、一般木質・農産物残さ区分に該当する特定再生可能エネルギー発電設備	令和6年4月1日～令和8年3月31日の間に新たに取得されたもの	- (新設)	7分の6 (法が示す標準特例割合)	当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに課されることとなった年度から3年度分	固定資産税										
	地域決定型地方税制特例措置について、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が追加されたことに伴う改正	<p>わがまち特例として新設された一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に係る特例割合を定めるもの。</p> <p>【適用対象】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>対象期間</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>適用期間</th> <th>税目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一体型滞在快適性等向上事業により整備されたもので、事業実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産</td> <td>令和6年4月1日～令和8年3月31日の間に整備されたもの</td> <td>2分の1 (法が示す特例割合)</td> <td>2分の1 (法が示す標準特例割合)</td> <td>当該事業により整備された年の翌年度から5年度分</td> <td>固定資産税</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	対象期間	改正前	改正後	適用期間	税目	一体型滞在快適性等向上事業により整備されたもので、事業実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産	令和6年4月1日～令和8年3月31日の間に整備されたもの	2分の1 (法が示す特例割合)	2分の1 (法が示す標準特例割合)	当該事業により整備された年の翌年度から5年度分	固定資産税	令和6年4月1日から	6
対象資産	対象期間	改正前	改正後	適用期間	税目											
一体型滞在快適性等向上事業により整備されたもので、事業実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産	令和6年4月1日～令和8年3月31日の間に整備されたもの	2分の1 (法が示す特例割合)	2分の1 (法が示す標準特例割合)	当該事業により整備された年の翌年度から5年度分	固定資産税											
固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る改正	<p>認定長期優良住宅のうち区分所有に係る固定資産税の減額に必要な申告について、所有者のほか当該区分所有住宅の管理者、理事等を加えるもの。</p>		令和6年4月1日から	6												
土地の価格の特例に係る期間の変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正概要</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地の評価額の下落修正措置の適用期間</td> <td>令和4年度～令和5年度</td> <td>令和7年度～令和8年度</td> </tr> </tbody> </table>	改正概要	改正前	改正後	土地の評価額の下落修正措置の適用期間	令和4年度～令和5年度	令和7年度～令和8年度		令和6年4月1日から	6						
改正概要	改正前	改正後														
土地の評価額の下落修正措置の適用期間	令和4年度～令和5年度	令和7年度～令和8年度														

(2) 最近の主な税制改正一覧(つづき)

【令和6年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
国民健康保険税	国民健康保険税率等の変更	国民健康保険税賦課限度額を引き上げた。 ○後期高齢者支援金等分 20万円→22万円	令和6年度分から	5
	低所得者世帯の軽減判定所得の変更	<p>◆5割軽減判定所得 43万円+(29万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒43万円+(29.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下</p> <p>◆2割軽減判定所得 43万円+(53.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)以下 ⇒43万円+(54.5万円×国保加入者及び※特定同一世帯所属者の人数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下</p> <p>※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方 ※下線部は、年金・給与所得者が2人以上の世帯にのみ適用となります。</p>	令和6年度分から	5